

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング617号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (3212) 4007・1480
Fax (3212) 1447
編集責任者 岡 沢 憲 美
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1991年2月25日発行
第23巻 第2号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.23 No.2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

北欧の政治家たち

Statesmen in Nordic Countries

理事・明治大学教授 岡野 加穂留

Director, Prof. Kaoru Okano

中東問題が勃発した1990年8月2日以降、私は、世界各国の政治家たちの動向、当該諸国政府の動向、それに政党・労働組合・市民団体の動向に注目し続けて来た。なかでも、主要諸国の政治家の発言や対外的な行動様式には細心の注意を払って来た。

主要国とはいっても、矢張り声明や発言の焦点は、日本とアメリカの政治家たちに絞られたことは当然。1990年11月のアメリカ中間選挙の頃。その前後に首都ワシントン、リッチモンド、ウイリアムズバーグ、レキシントンの各都市を訪問し、各界各層の人々と意見を交換した。

政治家の決断である。数多くの政策の選択肢の中から政治家の判断で、そのうちの一つを政策決定をする。その決定は、政府を動かし、行政機構も可動し、やがては国民の運命も方向づける。政治家の決断による政治という可能性の選択技術は、国家の運命・存亡にもやがては深いかかわりを持つようになる。滞米中に、日本の国会で審議していた国連平和協力法案は廃案になった。

日本の政治構造や仕組みを知っているアメリカの知識人や要路の人々は、日本国の

平和憲法のタテ前からいって、この種の法案の国会通過は、てんで無理な話だという認識に立っていた。アメリカ側が要求も希望もしない事柄に、なぜ、どうして日本の政治家はうつつを抜かすのか理解できないとも述べていた。むしろ、日本国の最高法規である憲法の制約下で、国連の平和に、どのように貢献できるのか。また何ができないのかを、日本政府は明確に言ってほしいというのが、アメリカの当事者の率直な気持なのである。自衛隊機派遣問題に関して、複雑にゆれ動く国際政治状況下で、「バスに乗り遅れるな」とばかりに、閣議決定の政令で、その場を糊(こ)塗されたのでは、たまったものではない。

こんな時。ノルウェーのタグ・リー、ハルバート・ランゲ、スウェーデンのタグ・ハマーショルド、ミュルダー夫妻ならどうゆう判断を下すのかである。オラフ・パルメがいたならば休戦・停戦の実現の為にストックホルムへ飛んで行って、けしかけたい気持である。

目次

北欧の政治家たち……………岡野加穂留…	1
木曜日はエットソッパ……………石井新太郎…	2
1991/92年度予算案について……………松下 正三…	3

木曜日はエツトソッパ

Årtsoppa på torsdag

スウェーデン大使館広報部 石井 新太郎

Mr. Shintaro Ishii

木曜日すなわちtorsdagは「トールの日」という意味である。トールは北欧神話の雷神で二匹の雄山羊、タングニストとタングリスニルに曳かせた車に乗って天空を駆け巡り、ミョルネルと名付けられた、投げても手元に戻ってくるという不思議なハンマーを武器にしている。

ヴィーキング時代には最も人気のあった神様で、当時のヴィーキング達は護符としてトシュハンマレ（銀などで作ったトールのハンマーのミニチュア）を身に付けていた。その御利益にあやかりたいという人のためというわけでもあるまいが、今でもそのコピーが土産品として売られている。

雷鳴が轟くことをスウェーデン語で「トールが車を乗り回している」と表現することがある。昔の人々は、雷鳴はトールの駆る車の轟音であり、稲妻はトールの打ち振るハンマーから出る火花であると想像した。激しい雷雨の後で石器時代の石斧が地表に露出することがある。俗信ではこれをトシュヴィッグ（トールの楔）と呼び、落雷の時に空から地中深く打ち込まれ、1年に1アルン（古い長さの単位で肘から小指の先までの長さ）ずつ地表に上ってきたものと信じられていた。トシュヴィッグは失火、魔除け、病気封じの呪いに使用されたという。日本でも雷雨とともに降ったといわれる「雷の玉」とか「雷の槌」などと呼ばれるものがあり、調べてみると石器時代の石斧類であることが多い。

木曜日は北欧の民間信仰では特別の日であつたらしい。木曜日の晩には例えば糸紡ぎなどの仕事をしはならないとされていたが、呪術的な行為には最適と考えられていた。また、木曜日の夢は正夢などとも言われたという。

11世紀中頃にヴィーキング達がカトリックに改宗すると、16世紀に新教に代わるまで、金曜日が断食日とされていた。従って、当時は前日の木曜日に十分な栄養をつけておく必要があり、そのための御馳走にエツトソッパがあつた。

現代のスウェーデンでは、木曜日といえばエツトソッパとパンカーカの日である。それに特産のリキ

ュール酒のプリンシュを温めたものがあれば申し分ない。家庭料理を出しているレストランなら木曜日のメニューに必ずのる。

パンカーカは、メリケン粉と玉子、ミルクを溶いたものをフライパンで焼いて作った一種のクレープである。フランスのクレープが薄く焼いた貴夫人のレースのようなものであるとするならば、スウェーデンのパンカーカは帆布くらいの厚さのしごく庶民的なものであるから、初めての人でもそう違和感なく馴染める。

ところが同じスウェーデン料理でも、エツトソッパ（エンドウマメのスープ）となるとそうはいかない。外国人に不人気で、どうにもこうにもなじめない、御免こうむりたい、嫌いだという人が多い。外人に不人気な点では日本の納豆に似ている。最も納豆のような臭いはないのだけれど。せっかく家に呼んだのに、これを御馳走したため、かえって変なものを食べさせたと恨まれたりすることさえある。でも、スウェーデン人は好きでよく食べる。昔の王様の中にもこれが大好きだった人がいるという。私もこの素朴な味が好きになって、在瑞中は自分でよく作って食べたものだが、日本ではなかなか乾燥した黄色いエンドウマメが入手できないので久しく口にしていない。

エツトソッパは、大豆に似た黄色く乾燥したエンドウマメを水で戻し、塩漬けの豚肉と一緒にくつくつ煮て作る濃いスープで、カラシを添えて供する。馬鈴薯の伝来よりも古く中世以前からある伝統的な食物だ。材料はいずれも長期間保存がきき、水と鍋と火があれば何処でも誰にでも作れる手軽な料理だ。マジョラムとタイム、玉葱を入れるが、これらはカトリック時代に修道院がもたらしたハーブであるから、味を良くするための中世の改良であろう。

エツトソッパはこんなに古い歴史を持ち、今でもスウェーデン人達に愛好され続けている料理である。我こそはという人は、スウェーデンで木曜日に思いだしたらお試しを、中世の味覚が満喫できる。

1991/92年度予算案について

Statsverksproposition 1991/92

- 前年度に引き続きほぼ収支均衡
- 国際収支の陰り深まる
- 70年代以降初めてのマイナス成長率
- 政府の回生策

元スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden. Shozo Matsushita

スウェーデン政府は去る1月10日国会に対し、1991/92会計年度(91年7月1日より92年6月30日まで)の予算案「statsverksproposition」を提出したので、過去9ヶ年の例にならい、右予算案、予算案に示された政府の経済・財政政策、予算案の特徴、予算案の前提となった政府の経済見通し、各省予算の特徴等を財政省発行の「予算案概要」(Sammandrag)、新聞報道等に基づき、その要旨を紹介する。

1. 経済・財政政策——概要と特徴

今次予算案は、Feldt財政相を引き継いだAllan-Larsson財政相による最初の予算案であるが、前年度からの減税による所得税の大巾減収にも拘らず引き続きほぼ収支均衡を達成したこと、ならびに、財政難にも拘らず対外援助GNI1%を維持し、ヒューマンイズム・スウェーデンの伝統を守ったことは特筆に値する。

(1) 経済政策の方向 (Allan Larsson)

スウェーデン経済は今日重大な問題に直面している:

他の競争相手国に比較し、高いインフレ率(11.1%—1990、8.4%—1991)、弱い成長率(GNP0.7—1990、-0.2—-0.5—1991、国際収支の大巾赤字(約500億kr—1991)等々。

しかしスウェーデン経済は強い面も持っている。産業経済はよく組織され、公的財政は堅実である。雇用人口の比率は高く、失業率(1.5%前後)は低い。労働市場政策は効率的である。そして特に、収入は大多数の先進諸国よりもより均等に国民の間に配分され、社会福祉は国民のすべての層に行きわたっている。

1990年まで過熱状態にあった労働市場の需要は減少しつつあり、失業率の増大が懸念されている。し

かし、労使賃金協定が他の競争相手国なみに決着し、公的支出の節約(歳出を3年間に10%削減、国家公務員定員1万人削減など)が実施されることを前提とすれば、インフレ抑制の見透しは明るい。

(2) 政府の回生政策

① 第一の課題は、スウェーデンが国際的な経済統合に積極的且つ成功裡に協力できることである。これは90年代の大きな挑戦で、スウェーデンは強力な経済を築きあげて、新しい波乱に満ちたヨーロッパの齟齬す可能性ならびに緊張に対処しなければならぬ。

政府は、外交ならびに安全保障上の諸条件に配慮しつつEC加入を申請する希望をもっている(註. 前回の予算案の「外務省」の項参照)。

91年の前半にEFTAとECとの間の協定が成立する可能性が高い。この協定は、スウェーデンにおける投資、生産ならびに雇用の前提を改善するものである。

② 第二の課題は、経費の増加を抑制し、国際競争力を強化することによって雇用と繁栄を維持することである。

この事は今後数年にわたって賃金の上昇ならびに、国家及び地方自治体の公的活動を強力に抑制することを意味する。

今次予算案はこの事を念頭において作成され、これによって歳入・歳出の均衡が保たれたのである。

③ 第三の課題は、産業経済及びインフラストラクチャー、ならびに、技能と資格の向上に大規模投資を行うことによって成長率の回復を計ることである。

今後数年間に鉄道、道路等のインフラストラクチャーを拡大整備する必要がある。

それ故、別途特別のインフラストラクチャー・フ

ファンドを設置し、これに1991～92年間に100億kr供給する。更に、1990年代に、通常の関係予算の他に、100億krをファンドに導入し、長期的なインフラストラクチャーに備える——このうち55億krを三大都市圏(ストックホルム、ユーテボリエ、マルメー)に振り向ける。

産業経済の投資規模を拡大するために、投資ファンド、ならびに、投資予備費から併わせて200億krまでを解除し、(産業経済の)長期的投資に備える。

職業訓練に大きなウェイトをおく。既に本年前半において毎月の訓練生及び再教育人員を併わせて、19,000人増員する。

II. 予算の前提となった政府の経済見通し

%で示した各年次の変化(註一今回は、貿易収支、国際収支を除いて絶対額が示されていないので前年度の統計を参照されたい)

見通し 1—賃金等の安定化協定を含む

〃 2—賃金等の安定化協定を含まない

	1989	1990	1991		1992	
			見通し 1	見通し 2	見通し 1	見通し 2
B N P	2.1	0.7	-0.2	-0.5	1.0	0.4
工業生産	1.2	-2.0	-1.0	-2.0	1.8	0.5
私的消費	2.2	1.3	0.5	0.3	0.5	0.5
公的消費	1.1	0.0	0.7	1.0	1.0	1.2
投資総額	10.9	1.8	-1.4	-3.5	0.6	-1.9
貿易収支のバランス (単位 億kr)	146	134	91	101	137	126
国際収支のバランス (単位 億kr)	-197	-331	-488	-509	-586	-632
失業率	1.4	1.5	2.2	2.5	2.7	3.4
消費物価(12月-12月、 税制改革のない場合)	6.7	8.2	5.2	5.9	2.4	3.4
消費物価(12月-12月、 税制改革のある場合)	6.7	11.1	8.4	9.1	2.4	3.4
時間給	9.8	10.4	5	7	3	5

III. 予算案

① 歳入の内訳(百万kr)

項目	百万kr	% (歳入総額)	前年度当初予算との比較
所得税	52147	11.4	- 50800
法定社会保険料	84142	18.5	+37200
固定資産税	23450	5.2	+ 400
付加価値税	151300	33.2	+35800
その他の物資及びサービス (内訳)	76902	16.9	
ガソリン税	17500		- 1200
煙草税	5926		+ 800
酒税	10130		+ 1500
エネルギー税	18800		+ 2600
道路交通税	7400		± 0
関税	5200		+ 1900
Avrakningsskatt (控除税?)	11136	2.4	(新税)
国営事業収益	45648	10.2	+ 7300
その他の収入	10203	2.2	- 200
総計	454928		+46700
不足額	598		- 200
歳入総計	455526		-47200

註(1)法定社会保険料(所謂"雇用主税")は、雇用主が給与支給総額の一定率を払い込むものである。この比率は38.97%(1990)で、総額2469億kr(1991)となり、そのうちの841億kr(1991)だけが予算上の歳入となる。社会省予算(約1260億kr)を遥かに上まわる残額(約1628億kr)は国家予算外で、社会福祉に当てられる。(以上は大筋の説明で、実体は更に複雑である)

註(2)固定資産税(約235億kr)は富裕税、不動産税、遺産・贈与税等から成り立っている。

富裕税(総額約30億kr)の税率

資産	80万kr超—160万kr	1.5%
	160万kr超—360万kr	1.5%
	360万kr超	3%

課税対象となる資産は、両親及び同居の18歳以下の子女の分が合算される。

註(3)間接税である付加価値税(実質23.46%)は歳入の33.2%を占め、直接税の所得税(歳入の11.4%)の約3倍となっていること、ならびに、大巾減税にもり所得税収が半減することが注目される。

② 歳出の内訳(百万kr)

項目	百万kr	% (歳出総額)	前年度当初予算との比較
王室費	53		± 0
外務省	7127	1.6	300
国防省	15437	3.4	400
社会省	35450	7.9	± 0
交通省	125970	27.9	12100
財政省	18312	4.1	2200
教育省	28777	6.4	2500
農業省	61592	13.7	5900
労働市場省	9346	2.1	4100
住宅省	32922	7.3	5600
工業省	32616	7.2	11600
内務省	5645	1.3	3200
環境・エネルギー省	15033	3.3	- 700
国会(Riksdag)	1052	0.2	- 700
国債等利子	683		100
不時の支出	61000	13.5	5000
総計	210451026		
その他予測支出額	4500		1500
歳出総計	455526		

註 90年6月現在の国債総額は5820億krで、そのうち外債は14%(830億kr)である。

IV. 各省予算の特徴(百万kr)

社会省	125970 (+9680)
各種年金	69046 (+5304)
家族政策	36430 (+4966)
傷病保険	7867 (-1142)
医療	5191 (- 85)

社会保障の部分的抑制と各種年金・手当の著しい増額によって特徴づけられる。

毎回最高75krであった医薬品の本人負担を90krに引上げる。一定期間無料であった若年年金受給者の入院費を、老令年金受給者と同様一日65krとする。(因みに、一般勤労者は70kr)

児童手当には人口政策が十分加味され、子供の数が増えるにつれ幾可級数的に増額される。

新年金ベース額は、32,200kr(+2,500)である。

年間支給額 (kr)

子供の数 0～15歳	1982	1991	1992	受給家族の数
1	3000	9000	10020	450340
2	6000	18000	20040	366000
3	9750	31500	35070	135440
4	14250	49500	55110	26080
5	18750	72000	80160	4780
6	23250	94500	105210	1160
7	27750	117000	130260	290
8	32250	139000	155310	140

各種年金の増額の例(91年1月1日より)

年 金	金額 kr
老令年金—独身(低額または零の付加年金の場合)	48300(+ 4025)
〃 一夫婦(〃)	85330(+ 7111)
若年年金—独身(〃)	64400(+ 5367)
老令年金—独身(平均的付加年金の場合)	83076(+ 6923)
〃 一独身(最高の付加年金の場合)	156492(+13041)
寡婦年金(全額)	48300(+ 4025)
妻加算(全額)	37030(+ 3085)
ケア手当(全額)	64400(+ 5367)
児童年金(最低の場合)	8050(+ 671)
障害者手当(障害度によって異なる)	
69% (65% 1990)	22218(+ 1852)
53% (50% 1990)	17066(+ 1422)
36% (34% 1990)	
児童加算(全額)	8372(+ 698)

注 各種年金受給者のスタンダードを比較する場合、地方自治団体の住宅手当、地方税等を勘案すべきである。

外務省 15427 (+426)

対外援助	12965(+168)
二国協定に基づく援助	7305
多国間援助(via国連)	3319
特定の国際機関へ	492(+492)
対外広報活動	133(+ 10)
輸出振興	326(+ 14)
安全保障	80(+ 3)
外務本省・在外公館等	1258(+173)

注 数年前に貿易省が廃止され、外務省に移管された。

予算の大部分が対外援助に向けられる。これによ

り今回もGNI(国民総収入)1%の目標が達成された。国連の目標である0.7%を達成している国は、スウェーデンの他ではデンマーク、ノルウェー及びオランダの3ヶ国だけである。

注 スウェーデンの対外援助ならびに外交政策の理念については1989/90年の予算案解説の折に述べたのでご参照ありたい。

激動の東欧援助のため客年度3年計画で10億krが計上されたが、これまでのところ主としてポーランド及びバルト海三国に振り向けられている。

民主主義・人権・人道的援助のため新たに特別の予算項目が加えられる。

毎年25～50名の子供がさらわれる事実(主として回教国において)に鑑み、これらの発見等を援助するため新たに特別の担当班が設置される。

二国間協定による被援助開発途上国は18ヶ国で、そのうちアフリカが11ヶ国である。

被援助開発途上国(百万kr) 1991/92

タンザニア	585	バングラデシュ	145
モキャンビク	472	ナミビア	110
インド	400	ラオス	110
ヴェトナム	325	ウガンダ	110
ニカラグア	280	エチオピア	100
ザンビア	260	ギニアビサウ	95
ジンバブエ	220	ボツワナ	95
アンゴラ	200	Kap Verde	75
ケニア	150	レソト	35

教育省 61592 (+4584)

(内訳) 大学課程以下の諸々の学校(小・中・高校その他) 33425(+1312)

国民教育 1889 (今春提出予定の新規プロジェクト)

基礎的な大学教育等	7156(+ 864)
研究及び研究者の育成	6540(+ 879)
奨学金	8487(+1120)
文化活動	2441(+ 227)
マスメディア等	838(+ 39)
その他	778(+ 142)

特記事項—両親が学校側とも協議のうえ子供の就学年齢を6歳または7歳のいつれかに定めることができることとなる。

○全国に36ある大学のうち研究及び研究者の育成を行っている大学は、11校である—ストックホルム、ウプサラ、リンシェーピング、ルンド、ユテボリエ、ウメオ及びルレオ市にある。

○学生総数125,500人(1991)のうち、研究者の育成部門の学生は13,319人(1989)で、そのうち女子学生は4,392人である。同年の博士号取得者は1,082人で、そのうち女子は270人である。

○学生は月額6,440kr(+740kr)の援助を受け、そのうち半は贈与で、残額は学資ローンである。

○伝統的に無料で行われている移民の子女に対する母国語教育を充実する。

○文化活動及びマスメディアに対する助成予算3321(+266)の主な配分(%)は次のとおり(個人である音楽家、歌手、作曲家、画家、ダンサー等及び国際的な文化交流活動への援助も含まれる)。

演劇・ダンス・音楽	37%
日刊新聞・週刊紙等	19%
文化財保護・博物館・美術館・展示会等	26%
映画等	4%
文学・図書館	3%
造形美術・手工芸	1%
その他一般文化活動	10%

農業省 9346(+629)

予算の主な配分：

農業と食糧政策	6491(+486)
林業	530(-88)
漁業	114(-5)
トナカイの牧畜	53(+12)
家畜の保護と衛生	223(+142)
食糧等	594(+206)
教育と研究開発	1195(+142)

◎トップニュースは1990年7月1日の「食糧政策の転換に関する国会決議」に基づき、91年7月1日より(段階的に)農業に関する諸々の国内規制を廃止し、農業(生産物)を国内的に自由市場とすることである。これは、所謂「ウルグアイラウンド」に配慮した措置である。

○耕地を恒久的に、穀物以外の作物に転換する農家に対し転換助成を与える—28億kr(91/92)

○穀物の買上げ制度は暫定的に維持するが買上価格は段階的に引下げる。

○牛乳(価格維持)政策も段階的に廃止される。

○北部スウェーデン、及び南スウェーデンの過疎地に対しては、例外的に、従来どうり農産物の価格助成が与えられる。

林業 今次予算(概要)において始めて森林の成長量等に関する図表が示された。(下記は、図表を

統計化したもの)

年次	生長量(概数)	伐採量(概数)
1970	8000万m ³	7500万m ³
1980	1億 m ³	5500万m ³
1990	1億0500万m ³	7500万m ³

以上により、将来の世界のエネルギーの枯渇、価格上昇を背景として、スウェーデンの森林の膨大な余剰成長量は、将来のスウェーデンのエネルギー供給において極めて重要な役割を果たすであろうことを示している。

住宅省 32616(+6671)

予算の97%(31674前年度比+6499)は、住宅取得のための利子補給と住居手当てによって占められている。

住居手当ての例：

子供一人の家族は、月間最高3,500krまでの住居手当てを支給される。但し、住居費の57%を限度とする。

子供二人の家族は、月間最高4,000krまでの住居手当てを支給される。但し、住居費の64%を限度とする。

子供三人の家族は、月間最高4,500krまでの住居手当てを支給される。但し、住居費の70%を限度とする。

年収81,000krまでの、子供のいる家族は、住居費の全額を支給される。但し、年収が81,000krを超過する場合は、超過額の20%だけ補助金を減額される。

子供のいない家族に対しても月間最高3,500krまで住居手当てが支給される。但し、住居費の16%を限度とする。

環境省 1052(+4)

①環境政策の任務は、環境破壊を防ぎ、破壊された環境を回復することであるが、歳月の経過と共に環境問題の性格が変わった。

煙突や下水管を通じて直接排出される環境汚染物質の量は相当減少した。諸々の生産物の生産量の増加にも拘らず、多くの汚染物質の排出量は現在のところ1940~50年代と同一レベルまで減少した。

今日の大きな環境問題は、数多くの小さな、そして、散漫的な、且つ、必ずしもはっきりしない排出源泉からのもので、それが全体としては膨大な排出量となるものである。そしてその影響は往々にして数十年を経て始めて明かになる性格のものである。大自然の中にいつの間にか蓄積されて行く有害汚染

物質などがその例である。これらの新しい環境問題は、同時に、地理的な拡大、そして多くの場合地球規模の拡大を続けている。

斯る傾向は、環境政策に新たな対応を求めている。斯くて、環境業務における予防措置的任務の割合が現状回復的任務の割合よりも益々多くなって行く。出発点は、商品及びその(生産)プロセスが「純粋・清潔」で、且つ最初から「節約的」でなければならぬということである。環境に危険な活動を営む者は、環境と健康に対する配慮が要求する経費を負担しなければならない。

②環境問題に対応するスウェーデンのユニークな制度として有害物質を対象とする環境税(課徴金)がある。

汚 染 物 質	環 境 税
○肥 料	
一窒 素	60オーレ/kg
一磷(りん)	120オーレ/kg
○殺 虫 剤	8 kr /kg
一アルカリ性のもの	23 kr /kg
一水 銀	23 kr /kg
一ニッケル/カドミウム	13 kr/kg
一鉛	32 kr/st(?)
○ガソリンに含まれる鉛	24オーレ/ℓ(?)
○国内航空	
一窒素酸化物	12kr/kg
一炭化水素	12kr/kg
○ガソリンに含まれる二酸化炭素(炭酸ガス)	58オーレ/ℓ(?)
○炭素、パラフィン油、モーター用灯油、燃料油、天然ガス及び液化ガスに含まれる二酸化炭素	
○石油、炭素及び泥炭に含まれる硫黄分	25オーレ/kg 排出量
○大規模発熱装置から発生する窒素酸化物	40kg/kg (92年1月1日から)

③環境税の効能

二酸化炭素の排出量は、90年代の終りにおいて5～10百万トン減少するものと見込まれる。また、年々増加しつつあった車からの二酸化炭素の排出量は、1990年に3～4%減少した。

硫黄と窒素の排出量は80年代において減少した。これは主として石油における硫黄含有率の減少によるものである。

二酸化硫黄の排出量は、90年代の終りまでに30,000～35,000トン減少するものと見込まれる。

窒素酸化物に対する課税により、排出量は年間5,000～7,000トン減少するものと見込まれる。

(付記)

スウェーデンは、Freoner (CFC) の使用を禁止する最初の国となることになった。即ち、CFCの使用は既に1986年半減したが、1995年には全面的に禁止される。

(以下略)

<SIPニュース>

スウェーデン、国会決議により、来年度ECへの加盟申し込み

12月12日、スウェーデンのヨーロッパ共同体(EC)加盟の申し込みに関する法案が過半数の賛成を得てスウェーデン国会を通過し、政府にその旨の勧告がなされた。反対票を投じたのは左派とグリーン党のみであった。EC加盟申し込みは1991年度に行なわれる見込みである。

今回の国会決議は、社民党、保守党、自由党、中央党のメンバーに承認された対外問題委員会が、スウェーデンはその中立政策を維持しながらECに加盟する道を選択すべきだ、という見解を明らかにした結果である。同委員会はスウェーデンがECに加盟することによってのみ、加盟国間の協力関係に影響を与え、そこに全面的に参加することが可能になるだろうと述べた。

スウェーデンのEC加盟は全欧と地域とのつながりのわく組内での我国と他のヨーロッパの国々全てとの包括的協力関係の発展を達成するための努力と一致するものである。また、CSCCE(全欧安保協力会議)

を全欧州の連合体の実現のための無理のない基礎を形づくるのに貢献している。なお、ECへの加盟申し込みがなされる前に、EC理事会会議、EES(European Economic Space)交渉、安全保障政策の趣旨に関するCSC Eの行事等ヨーロッパの継続的發展への配慮がなされる必要がある。他の北欧諸国やEFTA諸国との協力も考慮に入れる必要があるのはもちろんである。

スウェーデン政府はEC加盟の憲法上の見地や交渉のプランニングに関する問題も国会の場に立ち戻って討議するよう勧告された。結果の検証に関する作業はできる限りはやくにスタートすべきであろう。EES協議完了後、国会の作業政党に、来たるべき加盟交渉やそれらに対する準備に引き続き責任が委託されることとなる。

(SIP 422/90)

放送及び電子メディアのために提案された言論の自由に関する新法

政府が此の程国会に提出した新法案によれば、近々、ラジオ、テレビ、映画、ビデオ、録音、特定の現代的な他の電子メディアによる完全に自由なテーマでの発言や情報伝達をあらゆる人が行う権利が新しい憲法に準拠した法律で保証されることになる。新法は出版の自由に関する法律の補足であり、今日出版法が印刷されたことばに与えているのと同様の法律上の保護を言論の自由に認めるためのものである。なお、同法は国会の諸政党がその通過を保証することを目的として、それらの政党との近密な協議を重ねた上で案出された。

出版法同様、新法は検閲を禁じているが、一般公開用映画及びビデオの事前審査は従来どおり認められることになる。なお、ラジオ、テレビ広告は国会によって禁止されるか、もしくは慣習法によって規制されることになりそうである。

既存の施設の自由は保証されるが、ラジオ、テレビ放送の認可は今後とも必要とされるであろう。なお、ラジオの周波数の割当てで言論及び情報の自由が最大限まで保証されるものと見込まれる。新法で編集の自主は保護される。ラジオ番組を放送する者が内容を決定することになるが、その際、ラジオ番組や映画は制限なしに内容を決定する法的責任を負う編集者を持たねばならない。なお、ラジオ、テレビ、同様のメディアによるプログラムの伝達に関する論議は、言論の自由の誤用に関する場合に参加する陪審列席の裁判所で行われることになる。

録音及び受信のための技術装置を有する権利が主張されているが、これは、もしもそれが影響を受けやすい近隣の環境を悩ますようなことがない限り、誰もが衛星放送用の受信用パラボラアンテナを設置できることを意味する。

(SIP 420/90)

新しい消費者クレジット法の提案

此の程、スウェーデン法務省によって、1977年来の既存の法律に替わる新しい消費者クレジット法が提案された。新法は家計が「借りすぎる」のを防ぐ規制を含み、ローン会社と相対する消費者の地位の強化を目的としている。新法案はまた、消費者クレジットのためのECの規制への適応を旨とするものである。新法案の骨子は次のようなものである。貸し付けを行う前に、貸与者は借り主が債務を履行するための経済的前提条件を備えているかどうか確かめるための貸し付け評価を行わねばならない。もしも、貸与者がこれを怠った場合には、消費者は負債の一部を返済しなくてすむ。

せい急な貸し付けが行われるのを防止するために、貸与者はダイレクトメールの中に貸し付け申し込みのための用紙を入れることを禁止される。利率を引き上げる可能性は限られており、上げる場合、それは契約で指定された「準拠」率に合致したものでなければならない。なお、この種のレートはリクスバンクの割引率もしくは貸主が影響を与えることのできないようなレートのことである。利子は常に、年当たりの割合で指定されねばならず、貸し付に関連するあらゆる費用は利子に含むものとする。貸し付の公表やアドバイスの料金をとることは許されない。即時、返済のために現行の貸し付けを終結させる貸与者の権利は制限されるべきで、消費者は少なくとも4週間の猶予が与えられるべきである。もしも、利率が変動的な場合、消費者はコスト抜きで早めに負債を返済する資格が与えられるべきである。なお、貸し付契約書は文書作成で成立し、貸与者、債務者相方が署名する必要がある。

因みに、国会を通過すれば新法は1992年1月1日付で実効となる。

(SIP 433/90)